



山陽小野田市告示第 25 号

景観法（平成16年法律第110号）第98条第1項の規定により、平成30年4月1日付けで景観行政団体となるので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年 2月23日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

